

議案第 16 号 二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
提案理由

【町長】

議案第 16 号の提案理由を説明いたします。「二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」についてですが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律に基づく、時間外勤務の縮減及び週休日における半日勤務の振替時間に柔軟性を持たせるため、本条例に必要な改正をするために提案するものです。

内容につきましては、政策総務部長より説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【政策総務部長】

ただいま、町長よりご提案申し上げました、議案第 16 号についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、働き方改革の一環として、時間外勤務の縮減及び週休日における半日勤務時間について改正を行うものです。

それでは、資料 16 の新旧対照表をご覧ください。

第 5 条の週休日の振替等ですが、現在、週休日に半日勤務を割り振る場合は 4 時間となっておりますが、平日における職員の勤務時間は、午前が 3 時間 30 分、午後が 4 時間 15 分であることから、当該半日勤務時間に柔軟性を持たせるため、おおむね 1 日の勤務時間の 2 分の 1 に相当する勤務時間を規則に委任するものです。

第 9 条の時間外勤務ですが、時間外勤務命令の上限を定めることについて、規則に委任する規定を第 2 項に加えるものです。

恐れ入りますが、議案にお戻りください。

附則です。この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行させていただくものです。

以上、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。